

## 統計表[二人以上世帯調査]（利用上の注意）

### 1. 回答形式の表示

「複数回答」と表示した項目は、当該調査項目について2つ以上の回答を認めたもの（上限を設けたものは、「○つまでの複数回答」と表示）。特に表示がない場合は「単数回答」（1つのみ回答を認めたもの）である。

### 2. 設問番号の表示

〈問○〉の表示は、本年調査の調査票における設問番号を示す。

### 3. 統計表の分類基準

#### (1) 世帯主の年令別

世帯主の年令により6分類とした。

#### (2) 世帯主の就業先産業別

世帯主の就業先産業別に、農林漁鉱業、建設業、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、公務・教育・電気水道業、その他サービス業の9分類とした（前掲「調査結果〈調査票（単純集計データ）〉」参照）。

#### (3) 年間収入別

世帯構成員全員の1年間の年間手取り収入額（税引後）により7階層とした。

#### (4) 持家別

持家の有無設問（問20）に基づき、「持家」「非持家」の2分類とした。

#### (5) 世帯類型別

世帯構成員の続柄（属性の（a）の（1））に基づき、「世帯主夫婦のみ」、「世帯主夫婦と子のみ」、「世帯主夫婦と親のみ」、「その他・類型不能」の4分類とした。うち、「その他・類型不能」は、世帯主との続柄を答えた世帯構成員がいる世帯のうち、他の3分類に該当しない世帯。

#### (6) 就業者数別

世帯構成員の就業状況（属性の（a）の（5））に基づき、「就業」を選んだ構成員がある世帯の内訳を「世帯主のみ就業」、「配偶者のみ就業」、「世帯主と配偶者のみ就業」、「その他就業者あり」の4分類とした。うち、「その他就業者あ

り」は上記3分類に該当しない世帯。また、「就業」を選んだ者のいない世帯を「就業者なし」とし、計5分類とした。

### (7) 地域別

以下に従って、9地域とした。

北海道 …… 北海道

東北 …… 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東 …… 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

北陸 …… 新潟県、富山県、石川県、福井県

中部 …… 山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿 …… 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国 …… 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国 …… 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州 …… 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

### 4. 算出方法

#### (1) 回答比率

当該調査項目の有効回答数を全国または各分類別の総数（対象世帯数）で除し、小数点第2位を四捨五入。このため、単数回答項目であっても、合計は必ずしも100とはならない。

#### (2) 平均

当該調査項目の回答値の合計を、対象世帯数から、当該調査項目につき無回答の対象世帯数を控除した回答世帯数で除し、小数点第1位を四捨五入。ただし、問7金融資産残高の1年前との増減比較の増減割合については、小数点第2位を四捨五入。

## 統計表[二人以上世帯調査]（利用上の注意）

### 5. 計数の表示

当該調査項目に該当計数はあるが単位未満（回答比率では 0.05 未満、平均では 0.5 未満）の場合、回答比率および平均を「0.0」または「0」と表示している。また、当該調査項目の対象世帯数がゼロの場合、回答比率および平均は「-」と表示している。

### 6. 総数について

調査項目ごとに、計数を算出する際の「対象世帯数」が何先であったかを「総数」として表示している。「総数」欄に特に注意書きのない調査項目の場合は、本世論調査の回答世帯全先が対象世帯（総数）であるが、「総数」欄に（金融資産保有世帯）などの注意書きが付されている調査項目の場合は、同注意書きに示した条件付きの世帯のみが対象世帯（総数）である。

### 7. 時系列データについて

時系列データは、昭和 38 年以降の統計の変化を時系列で把握できるデータであるが、既往の「二人以上世帯」調査部分のデータを単純に並べた形式となっている。このため、以下の 4 時点においてデータが不連続となっていることに留意のうえ、中期的トレンド把握のためにご利用下さい。

- (1) 平成 15 年調査と 16 年調査の間
- (2) 平成 18 年調査と 19 年調査の間
- (3) 令和元年調査と令和 2 年調査の間【問 1、問 2 においては平成 29 年調査と平成 30 年調査の間も含む】
- (4) 令和 2 年調査と 3 年調査の間